自動車 NOx・PM 法に基づく重点対策地区の指定について

1. 制度の概要

平成19年に改正された自動車NOx・PM法では、局地的に環境基準非達成の状況が長期間継続しているような局地汚染対策として、重点対策地区の指定や、流入車対策として、指定地区・周辺地域の指定が定められています。

(参考:自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針・抜粋) 都道府県知事は、特に、局地汚染対策の実施を推進することが必要であると認めるときは、対 策地域内に重点対策地区を指定し、重点対策計画に基づき、対策の重点的、集中的な実施を図る ものとする。その場合、国は関係者間の連携を図りつつ、これに協力するものとする。

また、重点対策地区のうち、流入車対策を講ずることが特に必要であると認められる地区として 都道府県知事の申出に基づき環境大臣が指定する地区については、関係機関は特別法第 36 条第 1 項に基づく計画の作成、提出や第 37 条に基づく定期報告等の事業者の義務が確実に履行されるよ う、事業者に対して当該義務の内容の適切な周知を図ることにより、流入車対策に係る制度の着 実な施行を図るものとする。

2. 検討結果

次期計画策定に当たり、当該地区の指定について自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策 定協議会幹事会において検討したところ、重点対策地区の指定は行わないことについて合意 がなされました。

理由としては、県の調査によると、対策地域内を走行する貨物車両について、既に対策地域に指定され、適合車の導入が進んでいる愛知、大阪、兵庫県等からの車両が全体の4割程度を占めていること、また、それ以外の地域からの流入については、多くの地域に分散しており、特に多い地域も見当たらないことから、重点対策地区と、それに基づき周辺地域を指定して規制する方法は、三重県に関しては効果が少ないと考えられます。

また、こうした現状から重点対策地区の指定については必要がないと判断され、荷主企業等の協力を得ながら、すべての流入車(地域)を対象とした取組を進めます。

3. その他

自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会幹事会の意見概要は下記のとおりでした。

- ・上記理由に同じ
- ・県内対策地域内の事業者をはじめ、それ以外の地域の県内事業者においても、環境対応 車への代替えは進んでおり、新たな重点対策地区の指定よりは、県外からの流入車への対 策が必要である。
- ・事業者にあっては、大変厳しい経営環境にあっても環境対策に力を入れて努力しており、 また、走行車種の状況からも、全車種への規制強化は不要と考えられる。